

第9節 避難計画

第1項	避難勧告及び指示並びに伝達
第2項	避難誘導及び移送
第3項	避難所の開設
第4項	学校、病院等の避難対策
第5項	収容施設の確保
第6項	災害時要援護者等を考慮した避難対策

《 基本方針 》【資料編*1*2 参照】

災害の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1項 避難勧告及び指示並びに伝達

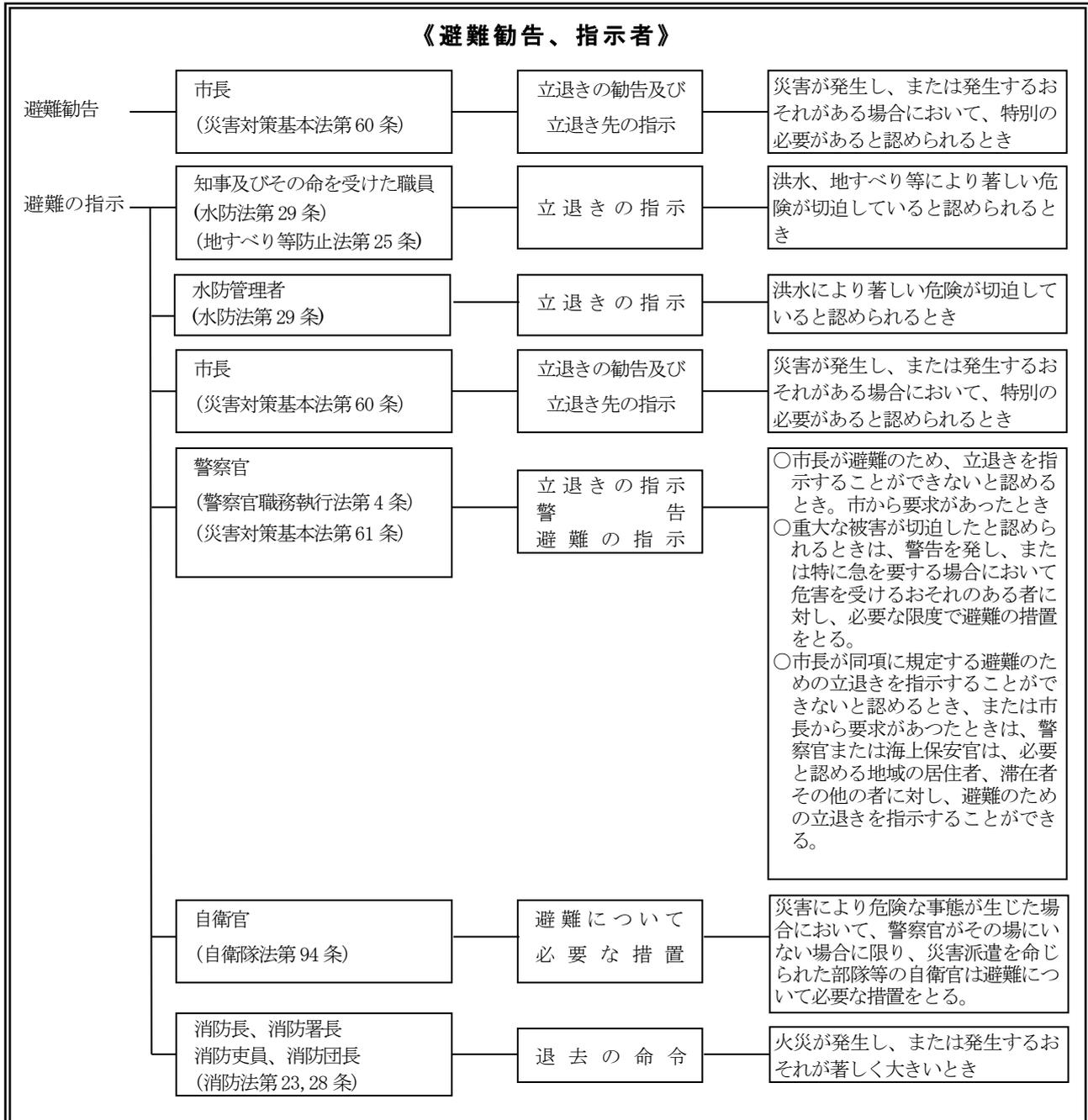
1. 避難の勧告及び指示権を有する者

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、またはまさに発生しようとして危険が切迫している場合、人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に、その必要が認められるときは、危険区域の居住者に対し避難のための立退きを勧告し、または急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示する。

*1 ● 資料 3.9.1 「指定避難場所の選定手法」

*2 ● 資料 3.9.2 「指定避難場所」

《避難勧告、指示者》



2. 避難の勧告、指示等の基準

市は市の避難勧告等発令基準に照らし合わせ、避難勧告等を発令する。その他福岡管区気象台の注意報、警報に準じて、避難の勧告と指示を行うものとする。

(1) 福岡管区気象台の注意報、警報等の基準を以下に示す。

種	類	発表の基準	該当する条件
注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	平坦地 : 3時間雨量が 70mm 平坦地以外 : 1時間雨量が 60mm 土壌雨量指数基準が 98 以上になると予想される場合
警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	平坦地 : 3時間雨量が 110mm 平坦地以外 : 1時間雨量が 90mm 土壌雨量指数基準が 141 以上になると予想される場合
警報	暴風警報	暴風等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	陸上 : 平均風速 20m/s 玄界灘 : 平均風速 20m/s 沖ノ島周辺 : 平均風速 20m/s 以上になると予想される場合
注意報	洪水注意報		平坦地 : 3時間雨量が 70mm 平坦地以外 : 1時間雨量が 60mm 流域雨量指数: 宝満川流域で 10 以上になると予想される場合
警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	平坦地 : 3時間雨量が 110mm 平坦地以外 : 1時間雨量が 90mm 流域雨量指数: 宝満川流域で 20 以上になると予想される場合

平成22年5月27日現在

※土壌雨量指数: 降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを示す指数

※流域雨量指数: 河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを示す指数

※避難勧告の判断基準 (参考)

- ①山口川、宝満川及び御笠川水位 (気象警報、河川の水位)
- ②雨量観測データ
- ③警報発令までの気象情報 (先行降雨量)
- ④ダム水位
- ⑤その他

※阪神・淡路大震災の雨量基準 (参考 平成8年神戸市防災計画書)

3. 避難の勧告等の伝達

(1) 避難勧告等の伝達内容

伝達内容については、以下の項目や地域特性に応じたその他の項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理しておく。

《避難準備の呼びかけ》	
条 件	ア. 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき イ. 河川がはん濫注意水位に達し、なお、水位が上昇するおそれがあるとき ウ. その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
伝達内容	ア. 連絡者 ウ. 危険地域 オ. 注意事項 イ. 避難を準備すべき理由 エ. 避難所
住民に求める行動	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への行動を開始する。(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。
《避難準備(要援護者避難)情報の伝達文(住民あて)の例》	
こちらは、筑紫野市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇〇〇へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。(そのほか、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位がはん濫注意水位に達するおそれがあります。できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等)	

《避難勧告》	
条 件	ア. 河川が避難判断水位に達し、洪水のおそれがあるとき イ. 地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき(土砂災害警戒情報) ウ. 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が切迫したとき エ. その他人命保護上避難を要すると認められるとき
伝達内容	ア. 勧告者 ウ. 危険地域 オ. 避難経路 キ. 注意事項 イ. 避難すべき理由 エ. 避難所 カ. 避難後の当局の指示連絡等
住民に求める行動	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。
《避難勧告の伝達文(住民あて)の例》	
こちらは、筑紫野市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに〇〇〇〇へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。(そのほか、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位がはん濫注意水位に達するおそれがあります」、できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください) 等)	

《避難指示》

条 件	ア. 状況がさらに悪化し、はん濫危険水位に達したとき イ. 災害が発生し、現場に残留者がいるとき ウ. その他緊急に避難する必要があると認められるとき
伝達内容	ア. 避難の勧告と同じ
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

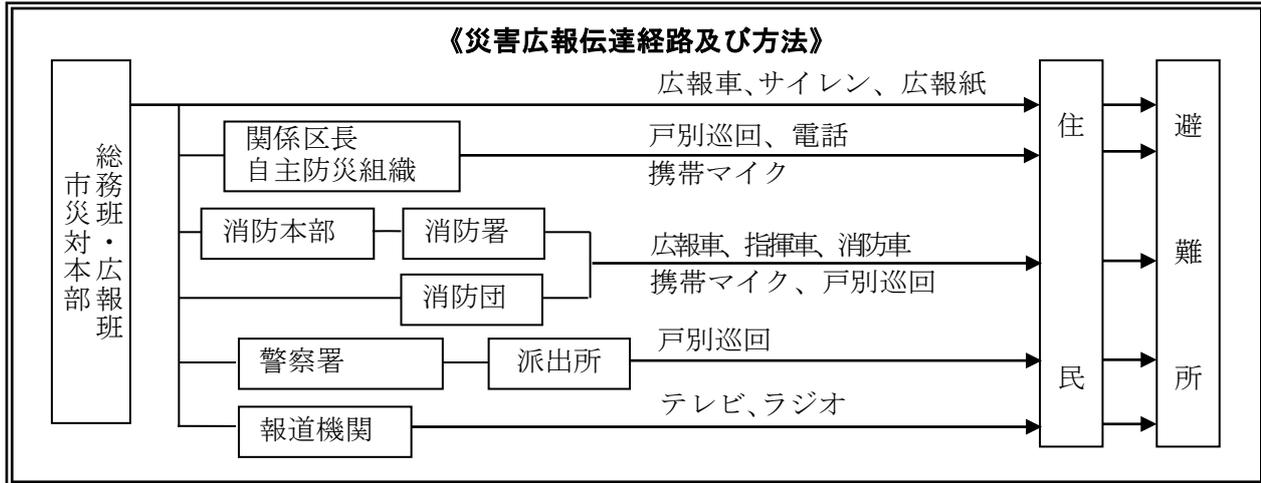
《避難指示の伝達文（住民あて）の例》

筑紫野市長の〇〇です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。（堤防が決壊して／〇〇川が危険水位を突破して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇〇〇への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

(2) 避難勧告等の伝達手段・伝達先

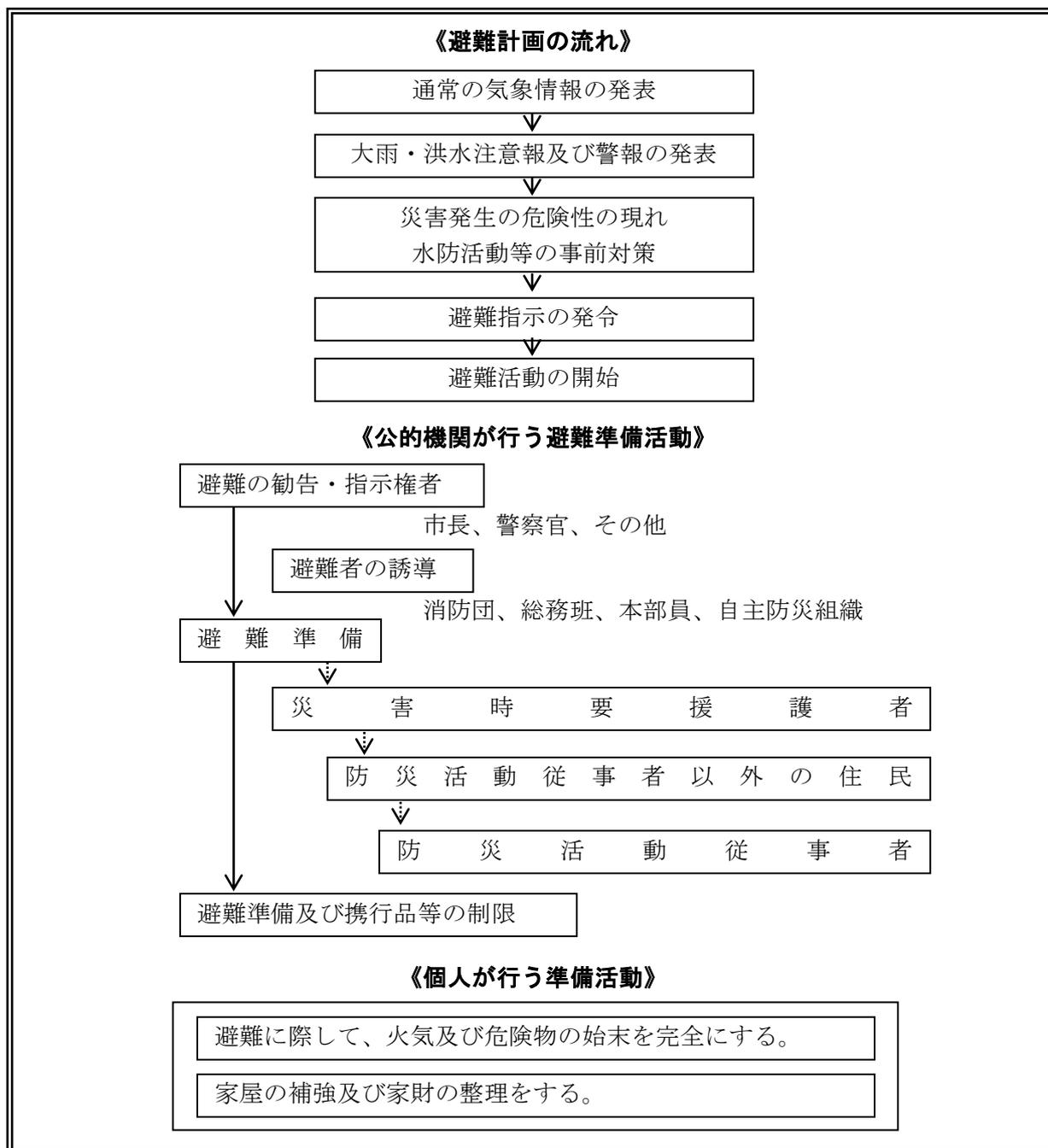
伝達手段については、避難勧告等の種類ごとに、以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせ、伝達先と合わせて具体的に定めておく。

- 1) 防災行政無線（移動）を利用して対象地域の住民全般に伝達（避難勧告と避難指示についてはサイレンの吹鳴を併用）
- 2) 市広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達
- 3) 消防団、警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ、消防団、警察による伝達方法を確認しておく必要がある。）
- 4) あらかじめ構築しておいた自主防災組織の会長等の協力を得ての組織的な伝達体制に基づき、市からの連絡先（自主防災組織の会長等）への防災行政無線（同報系・個別受信制）、電話、FAX、携帯電話、電子メール（まもるくん）等による伝達
- 5) 災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話、電子メール（まもるくん）の活用も含む）
- 6) 自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- 7) ホームページ等に掲載して、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- 8) テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼。（県による検討会を通じ、連絡方法、内容等についてあらかじめ申し合わせておくとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有しておく。）



第2項 避難誘導及び移送

1. 避難活動の流れと準備



2. 避難誘導及び移送

避難者のための立退きの誘導は、警察関係機関の協力のもと、“総務班”及び消防団がこれを行う。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導員をあらかじめ選定しておき、避難活動が円滑に進むようにしておく。
- (2) 誘導、移送に際しては、避難前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等危険性については明確な表示を行い、避難者にあらかじめ指示しておく。
- (3) 誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。

- (4) 避難した地域に対しては事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止とその他必要な避難勧告、指示を行う。
- (5) 避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、市が車両により移送する。
- (6) 災害地が広範囲で、大規模な立退き移送を必要とし、市において対処できない場合、市長は隣接市町に応援を求める他、県に移送を要請する。

《避難時における指示活動の留意点》

避難行動に移る前に人員を把握し、移動の際の配置等に工夫を行う。

自力歩行不能者に対しては、救急車や船艇等が到着するまで、簡易担架等を活用し付添い人や住民の協力を得て、避難行動をとらせる。

避難の際、決して走らないこと、走らせないこと。落ち着いた行動を指示

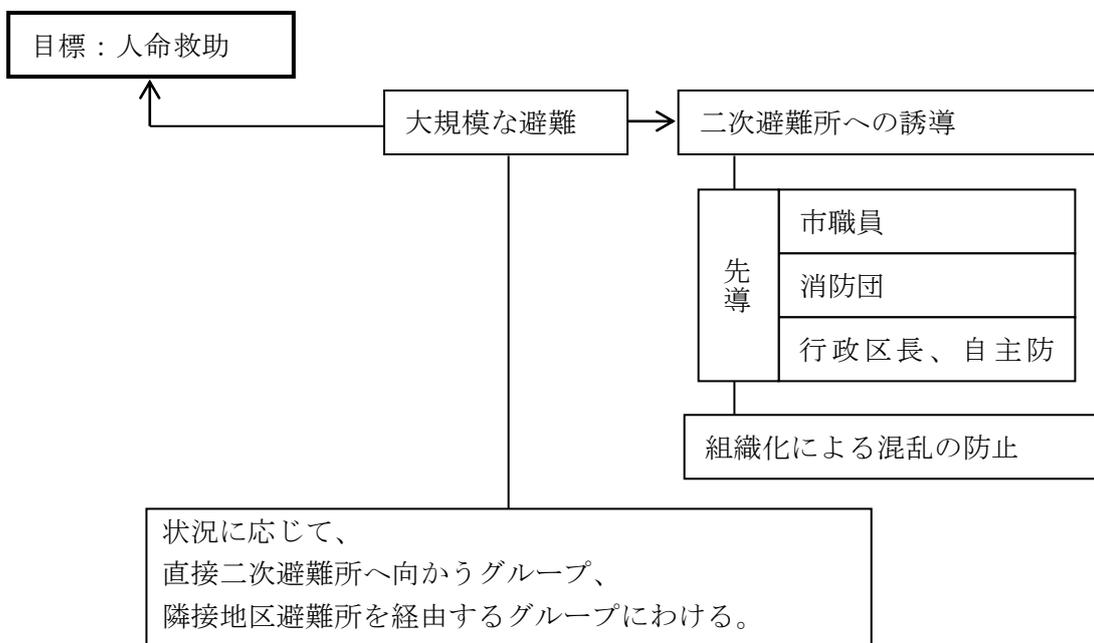
携行品は、貴重品や最小限の着替え、身の回り品にとどめること

避難等をしない者については、できる限り説得する。
 ※ 指示に従わない住民がでてくることが予想されるが、そのような場合には、下記の項目を重点的に説得すること

- ・ここには、危険！
- ・家財等の警備体制は十分である！

《二次避難行動の流れ》

(広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予想される場合)



3. 避難準備及び携行品

(1) 避難の準備

- 1) ラジオ、テレビの情報に注意する。
- 2) 懐中電灯、ローソク、トランジスターラジオ等を用意しておく。
- 3) 避難場所及び避難経路を確認しておく。
- 4) 避難の指示は、防災行政無線、広報車、サイレン、伝令、ラジオ、テレビ放送等で行われるので十分注意する。
- 5) 隣近所との連絡方法を決めておく。
- 6) 食糧、衣料、貴重品の携行品等はあらかじめまとめておく。

(2) 避難するときの注意

- 1) 避難の勧告、指示があったときは、まず、災害時要援護者を早めに避難させる。
- 2) 避難命令が出たときは、火の始末、戸締まりを完全にする。
- 3) 帽子、頭巾、ヘルメット等の防具をつけ、なるべく身体の露出部分が少ないようにする。
- 4) 単独行動は絶対に避け、責任者、あるいは誘導者の指示に従う。
- 5) 避難の際、必要によってはロープや紐等で身体をつなぐ。

(3)

- | | |
|----------|---|
| 1) 食料品関係 | 保存食・飲料水・粉ミルク等（乳児がいる場合） |
| 2) 衣類関係 | 下着・タオル・毛布・雨具 |
| 3) 貴重品関係 | 現金・通帳印鑑・身分証明書・カード類 |
| 4) 救急医薬品 | 傷薬・風邪薬・常備薬・持病のための薬・包帯・絆創膏 |
| 5) 日用品等 | 懐中電灯、マッチ・ライター・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
携帯ラジオ・予備の電池・缶切り・栓抜き・簡易食器・ビニール袋
ヘルメット・帽子・軍手・防塵マスク・筆記用具・油性マジック
生理用品・おむつ など |

第3項 避難所の開設

1. 避難所の開設

(1) 避難所開設の準備

避難所の開設が必要な場合は、消防署及び警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。
なお、避難者の移送や収容に市のみで対応困難なときは、県に応援を要請する。

(2) 地域が開設する避難所の設営

- 1) 自主避難所の開設は、行政区長又は自主防災組織の責任者の指揮の下、各区毎に行う。
- 2) 自主避難所が利用できないときは、市災対本部と連携して、一次避難所等の利用可否を確認する。

(3) 市が開設する避難所の設営

- 1) 一次避難所、二次避難所及び福祉避難所の開設は、市災対本部の指揮の下、“総務班、地域避難所班又は教育施設班”が行う。
- 2) 一次避難所、二次避難所及び福祉避難所等の施設利用可否を確認する。
- 3) 避難施設等が利用できないときは、野外に仮設テント等を設置し、または天幕を借り上げて設営する。
- 4) 被害が激甚なため、避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町に収容を依頼し、あるいは建物または土地を借り上げて設置する。
- 5) 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

2. 県への報告

市長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに知事に報告する。

《県への報告事項》

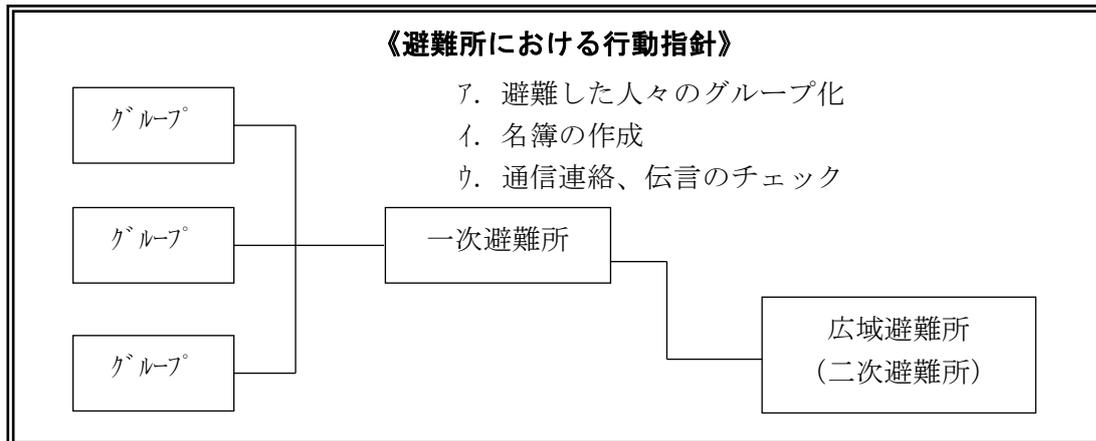
- ア. 避難発令の理由
- イ. 避難対象地域
- ウ. 避難所開設の日時、場所、施設名
- エ. 収容状況及び収容人員
- オ. 開設期間の見込み
(救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内)

3. 避難所の受入れ体制【資料編*3 参照】

(1) 避難者の名簿を作成（災害救助班）

- 1) 各避難所の責任者は、避難者の受入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。
- 2) 避難者においては、避難者の名簿を作成し人員を把握しておく。
- 3) 避難所での給食・給水活動等が円滑に行えるよう、平静時より必要物資の備蓄を進めておく。

《避難所における行動指針》



(2) 避難者の状況把握

市は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項の把握に努める。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

1) 登録事項

《避難者の登録事項》

- ア. 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ. 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ. 親族の連絡先
- エ. 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ. 食糧、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- カ. 要援護者の状況
- キ. その他、必要とする項目

*3 ● 資料 3.9.3 「避難所収容台帳」

2) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

3) 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食糧や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

4) 登録結果の報告

登録の結果は、日々、市災対本部に集約する。なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

5) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、災害時要援護者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(3) 管理責任者の役割

管理責任者は、おおむね次の業務を行う。

- 1) 自主避難所の管理責任者は各区長もしくは自主防災組織で取り決めた責任者とし、一次避難所、二次避難所及び福祉避難所の管理責任者は市職員、学校長及び館長等とする。
- 2) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、災害時要援護者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。
- 3) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。災害時要援護者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所または福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- 4) 被災者に必要な食糧、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市災対本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。
- 5) 運営にあたっては、管理責任者と連携して地域の組織運営を支援する。

(4) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

- 1) 避難者に必要な食糧、その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- 2) 避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、生活環境の改善対策を順次検討する。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・その他必要な設備・備品

- 3) 避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、男女の性差の違い等男女双方の視点等に配慮する。可能な限り女性の意見を反映し、女性専用の更衣室、授乳室、物干し場などの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。
- 4) 避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、カウンセリング等を踏まえた相談窓口を設置する。

4. 応援協力関係

- (1) 市長は、自ら避難者の誘導及び移送が困難な場合、他市町村または県に対し避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (2) 市長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村または県に対し避難所の開設につき応援を要請する。

第4項 学校、病院等の避難対策

1. 学校、病院等の避難対策

学校、病院、興行場等多数人数が勤務し、または出入りする施設の管理者は、あらかじめ施設の地理的状況を考慮して作成した避難計画により、災害時における避難の万全を期する。

第5項 収容施設の確保

1. 収容施設の確保

震災時等、避難者が多数発生し長期化した場合、市は、大規模な収容施設、仮設住宅等の施設を確保提供するものとする。

第6項 災害時要援護者等を考慮した避難対策

1. 災害時要援護者支援班の設置

- (1) 災害時要援護者支援班の設置

市は、安全安心課、生活福祉課、高齢者支援課を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設け、要援護者の避難支援業務を的確に実施する。

《災害時要援護者支援班のイメージ》

【位置づけ】

平時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置。災害時は、災害対策本部中、福祉関係部門内に設置。

【構成】

平時は、班長（福祉担当部課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）、社会福祉協議会関係者等も参加すること。災害時は、基本的に福祉担当部課長・担当者で構成。

【業務】

平時：要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備（要援護者避難）情報の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握等

(2) 関係部局・機関等との連携強化

1) 消防団、自主防災組織等との連携

市は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にする。

消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないように、不在時を想定した複数ルート化等に配慮し、伝達網を整備する。発災時は民生委員・児童委員などの福祉関係者と連携し、災害時等要援護者支援制度を基に情報伝達を実施する。

2) 福祉関係者との連携

市は、平時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険サービス関係者、障害者団体等の福祉関係者と災害時要援護者支援班との連携を深める。

2. 災害時要援護者の避難対策

(1) 避難者の事前把握

市は、災害時における災害時要援護者の安否確認を迅速に行うため、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治会を通じて、災害時等要援護者支援制度実施要綱（H23.4.1.施行）に基づき、登録するよう区長会等に要請し、要援護者や外国人等の把握に努める。

また、災害時等要援護者支援制度実施要綱に基づき作成する登録者名簿については、基本法第49条の10に基づく「避難行動要支援者名簿」として取り扱い、災害時の安否確認や避難誘導に活用する。

(2) 災害時要援護者関連施設においては、災害時要援護者を十分考慮し、あらかじめ定める避難誘導等の計画に基づき、警察、消防団等と協力して、避難措置を行う。

《災害時要援護者関連施設》

- ア. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条
 - イ. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3
 - ウ. 障害者自立支援法（昭和17年法律第123号）第5条
 - エ. 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2
 - オ. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条・同第77条
 - カ. 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条
- に関する施設等

(3) 災害発生直後に必要な対策

- 1) 災害時等要援護者支援制度登録者名簿に基づき、住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。
- 2) 避難の必要な災害時要援護者について、住民、自主防災組織、支援者及び民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。
- 3) 安否確認、救助活動
市は、災害時等要援護者登録申請書兼登録台帳等を活用し、民生委員・児童委員、住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。
- 4) 状況調査及び情報の提供
市は、民生委員・児童委員、在宅及び避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供する。
- 5) 福祉・保健巡回サービス
市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施する。
- 6) 地域との相互協力体制
市は、民生委員・児童委員を中心として、住民、自主防災組織等との連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力に努める。

(4) 社会福祉施設等に係る対策

- 1) 安全確保
福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保する。
- 2) 被災者の施設への受入れ
被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

(5) 外国人に係る対策

- 1) 安否確認、救助活動
市は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行う。
- 2) 情報の提供
市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行う。
避難所にあっては、食糧・物資等の配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行う。

(6) 物理的障壁の除去

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、災害時要援護者が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

(7) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者のための相談窓口を設置する。(カウンセリング窓口を兼ねることもできる。)